

平成 2 1 年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人福祉医療機構
平成 2 2 年 7 月

目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	3
項目 3	組織体制・人件費管理	12
項目 4	事業費の冗費の点検	32
項目 5	契約	35
項目 6	内部統制	50
項目 7	事務・事業の見直し等	56

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益	808 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	716 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務		0.0 億円 (執行率 100.3%)
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務		0.7 億円 (執行率 94.0%)
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務		0.4 億円 (執行率 74.7%)

<p>④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況</p>	<p>平成21年度の決算状況は、各勘定において収支相償ないし当期総利益を計上したところである。なお、各勘定における利益の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>[一般勘定及び共済勘定] 事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p> <p>[長寿・子育て・障害者基金勘定] 運用収入の範囲内で事業を実施したこと、また、退職給付引当金戻入益が発生したことにより、当期総利益は808百万円となった。</p> <p>なお、平成22年度から当該事業の財源が運用収入から補助金に変更となったことにより目的積立金を申請していない。</p> <p>[保険勘定] 保険勘定は、約1,600百万円の当期総利益が発生。これは運用環境の好転により運用益を確保できたことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第1項に基づき、繰越欠損金11,235百万円の解消に充てるため、目的積立金として申請していない。</p> <p>[年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定] 年金担保貸付勘定は381百万円、労災年金担保貸付勘定は7百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、財投機関債による調達金利を引き下げることができたこと、また、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したことにより調達金利と貸付金利における金利差を確保できたことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は次年度以降の貸付金利引き下げの財源と</p>
---------------------------------------	---

	<p>して充当する予定であるため目的積立金として申請していない。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>貸付金利息収入を確保したことにより、当期総利益は78,008百万円となった。</p> <p>なお、当期総利益は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
<p>⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>貸付金利息収入を確保したことにより、利益剰余金78,008百万円を計上しているが、当該利益剰余金は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされている。</p>
<p>⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由</p>	<p>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ100.3%、94.0%、74.7%となっている。</p> <p>なお、保険勘定においては、実施する事業の精査を行うなど経費の節減を実施したことにより、執行率が90%以下となったものである。</p>

保有資産の管理・運用等

<p>①保有資産の活用状況とその点検</p>	<p>[省内事業仕分けに向けて検討した現有資産の活用状況、処分可能資産についての検証状況] 職員宿舎（72戸）については、全廃も視野に入れ、段階的に縮減を図る。 [固定資産の減損] 平成19年12月に閣議決定された整理合理化計画「各独立行政法人について講ずべき措置」で保有資産の見直しとして、「共有法人と協議を行い、整理について検討する」こととされた公庫総合運動場について、平成21年6月末に閉鎖し、減損の認識に至った。</p>
<p>②不要財産となったものの内容とその処分方針</p>	<p>[宿舎等] (内容) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却すること及び公庫総合運動場の整理について検討することとされた。 (処分方針) ○ 戸塚宿舎、宝塚等（7件）については、平成20年12月22日に一般競争入札を実施したが、金融危機の影響を受け入札価格が予定価格を大幅に下回り、不落（不調）に終わった。このため、不動産市況を注視しつつも、宿舎売却の媒介業者と適時協議を行い、売却手続き再開のため、平成21年12月1日価格時点で、不動産鑑定評価を行った。（平成22年度中に入札手続きを実施） ○ 公庫総合運動場については、国及び共有法人と協議を行い、平成21年6月末に施設を閉鎖し、同年12月9日にクラブハウス等の解体撤去工事を完了し、平成22年3月19日に土地の分筆登記を完了した。（平成22年度中を目途に三鷹市及び関係機関と調整の上、入札手続きを実施） [長寿・子育て・障害者基金] (内容)</p>

	<p>平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分け結果を踏まえ、「長寿・子育て・障害者基金」の出資金を平成22年度中に国庫返納する。</p> <p>また、長寿・子育て・障害者基金勘定における積立金等についても、国庫返納を予定している。</p> <p>(処分方針)</p> <p>保有債券の処分方法は検討中である。</p>
--	---

■心身障害者扶養保険事業

③資金運用の状況

1 資金運用の実績

平成21年度のベンチマーク収益率との差は、外国株式の影響を受けて▲1.65%となったところであるが、運用利回りについては、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.8%を上回る5.70%の運用実績を確保することができ、前年度（▲5.89%）より大幅に改善したため、繰越欠損金が16億円減少した。（平成20年度末112億円⇒平成21年度末96億円）

[平成21年4月～平成22年3月（年率）]

区 分		ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	
有価証券	国内	債券	2.04%	1.92%	▲0.12%
		株式	28.47%	28.47%	0.00%
	外国	債券	0.18%	0.03%	▲0.15%
		株式	46.75%	45.13%	▲1.63%
短期資産		0.08%	0.18%	0.11%	
合 計		7.35%	5.70%	▲1.65%	

2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

○厚生労働省の役割

⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）

⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）

	<p>⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <p>○運用受託機関の役割</p> <p>⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）</p> <p>⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告</p> <p>3 福祉医療機構の責任</p> <p>心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>
--	--

■長寿・子育て・障害者基金事業

③資金運用の状況	1 資金運用の実績 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した276億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.46%を0.23%上回る1.69%の実績を上げた。 《平均運用利回り》 <table border="1"><thead><tr><th>平成21年度実績</th><th>国債の平均利回り</th><th>差引き</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.69%</td><td>1.46%</td><td>0.23%</td></tr></tbody></table>	平成21年度実績	国債の平均利回り	差引き	1.69%	1.46%	0.23%
	平成21年度実績	国債の平均利回り	差引き				
1.69%	1.46%	0.23%					
	2 資金運用の基本的方針 安全で安定的な運用収益を確実に上げるため、ラダー型運用（10年債を中心とした運用により収益を確保することとし、将来に向けて毎年度基金原資の1割が償還時期を迎え再運用ができるようなポートフォリオを作成し運用）を計画的に構築しており、平成20年度においてその完成年度を早めるための運用計画の見直しを行ったところである。 なお、ラダー型運用は、基本的に債券を満期まで保有することとなるため、時価又は為替相場の変動等の影響を受けることはないものである。						

■福祉医療貸付事業

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	1,492 件	1,846 億円
回 収	1,020 件	2,817 億円
うち債権償却	8 件	6 億円
貸 付 残 高	22,173 件	3 兆 1,452 億円

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

なお、近年、リスク管理債権比率が増加しているが、これは累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が主たる要因と考える。

平成21年度末におけるリスク管理債権比率については2.49%となり、目標（1.56%）は達成できなかったものの、前年度より0.48%減少している。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案の上、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	年金担保	労災年金担保
貸 付 実 行	1,868 億円 (213,087 件)	50 億円 (3,731 件)
回 収	1,893 億円 (202,421 件)	51 億円 (3,681 件)
うち債権償却	0 億円 (40 件)	0 億円 (4 件)
貸 付 残 高	1,863 億円 (347,873 件)	50 億円 (6,166 件)

2 貸付金の回収計画

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.19%、労災年金担保貸付事業が1.07%である。

なお、両事業における比率に差が生じている主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生を減少を図っているところである。

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成21年度における回収状況等は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
回 収	55,451 件	3,483 億円
うち債権償却	39 件	1 億円
貸 付 残 高	424,940 件	2 兆 516 億円

2 貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、貸付残高が減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成21年度においては4.60%になった。なお、承継年金住宅融資等債権の94.1%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.20%である。

4 回収計画の見直しの検討

延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。

■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

<p>④債権の回収状況と関連法人への貸付状況</p>	<p>一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p>
----------------------------	--

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の進捗 状況</p>	<p>1 給与水準の状況 ◎指数の状況</p> <table><tr><td>対国家公務員</td><td>119.1</td></tr><tr><td>地域勘案</td><td>105.9</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>116.1</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>103.5</td></tr></table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、地域差があること。 (職員の割合…東京都特別区：88.8%、大阪市：11.2%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は50.0%（平成21年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は86.0%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p>	対国家公務員	119.1	地域勘案	105.9	学歴勘案	116.1	地域・学歴勘案	103.5
対国家公務員	119.1								
地域勘案	105.9								
学歴勘案	116.1								
地域・学歴勘案	103.5								

◎給与水準の適切性の検証

① 国からの財政支出について

平成21年度支出予算の総額208,304百万円に対し国からの財政支出額は39,940百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19.2%）であり、その内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。

運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。

② 累積欠損額

平成20年度決算において累積欠損額は発生していない。

③ 法人の業績評価

当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S（中期計画を大幅に上回っている）、13項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。

④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。

⑤ 管理職の割合

平成22年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は41人であり、その割合は19.2%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

同214人のうち大卒以上の職員数は184人であり、その割合は86.0%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・平成16年度において全職員の昇給を停止
- ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施（平均△5.3%）
- ・平成16～19年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長△2、次長△1、課長△5）
- ・平成21年度に課長ポストを更に1ポスト削減

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成22年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ（平均△1.0%）を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ（△5.6%）
- ・管理職ポストの削減（課長△2）
- ・特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。
- ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に相当する手当は設けない。

以上の措置により、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は102.5ポイント程度と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

2 総人件費の状況

① 対前年度比における増減の要因について

[給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因]

平成20年度及び21年度の自己都合退職者が見込みを下回ったことなどから（平成18年度14人、19年度13人、20年度6人、21年度2人）、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.0%増となった。

一方、退職者数の減少による退職手当支給額の減少、法定外福利費の見直し等により、最広義人件費は対前年度比で2.8%の削減となった。

② 人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画

	における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（11.4%）を実施した。
②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況	機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。
③福利厚生費の状況	法定福利費 374,101 千円（@1,321,912 円）
	法定外福利費 55,811 千円（@197,212 円）
	（主な法定外福利費の内容） ○ 住宅関連費用（宿舍の維持管理費等） ○ 労働安全衛生法に基づく健康診断費用 ○ 永年勤続表彰費用
	（レクリエーションへの支出状況） レクリエーション経費は支出していない。 （法定外福利費の見直し状況） 永年勤続表彰については、厚生労働省において勤続年数満20年及び満30年の者に対して永年勤続表彰を行っていることを踏まえ、平成21年12月より実施基準を見直し勤続年数満25年時点の表彰を廃止した。 （健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況） 厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対して、平成22年5月19日付で文書による依頼を行った。

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成22年3月末現在)

	役員 ^{注2}			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	6人	1人	7人	260人	23人	283人
うち国家公務員再就職者	1人	0人	1人	4人	0人	4人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
ト						
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう。(任期職員の再雇用を除く。)

注2 役員には、役員待遇相当の者(参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者)を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの(いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費)

④国家公務員再就職者のポストの見直し	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 理事 [職員] 総務部長、経理部長、福祉貸付部長、医療貸付部長</p> <p>二 一のポストの見直しの状況 役員ポストは、平成22年4月より国家公務員再就職者は0名となった。 また、職員については現職者定年後、国家公務員の再就職を解消することとした。(平成22年度末に1名減、平成23年度末に2名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消)</p>
--------------------	---

	<p>三 役員ポストの公募の実施状況 平成 21 年 9 月 29 日の閣議決定（独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について）を踏まえ、国家公務員再就職者が就任していた理事ポストの公募を行った結果、適任者がおらず採用にいたらなかった。なお、当該理事ポストについては、平成 22 年度から削減した。</p> <p>四 非人件費ポストの廃止状況 該当ポストなし</p>
<p>⑤独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直し</p>	<p>該当ポストなし</p>

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。
 ・俸給月額を約0.3%引き下げた。
 ・期末特別手当を期末手当(定率分)と奨励手当(成績査定分)に分割・再編し、年間の支給月数を0.2月分引き下げた。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,019	千円 11,736	千円 4,648	千円 1,408 227 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	千円 5,582	千円 3,180	千円 1,991	千円 381 30 (特別調整手当) (通勤手当)		7月18日	*
B理事	千円 7,757	千円 6,151	千円 789	千円 738 79 (特別調整手当) (通勤手当)	9月3日	3月31日	*

C理事	千円 15,513	千円 9,984	千円 4,169	千円 1,198 162 (特別調整手当) (通勤手当)		3月31日	※
D理事	千円 15,430	千円 9,984	千円 4,169	千円 1,198 79 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
E理事	千円 15,642	千円 10,074	千円 4,169	千円 1,209 190 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		※
A監事	千円 12,285	千円 8,748	千円 2,408	千円 1,050 79 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,268	千円 2,268	千円	千円 ()		9月30日	*※
C監事 (非常勤)	千円 1,128	千円 1,128	千円	千円 ()	1月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準、民間における金融部門の給与実態等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与・奨励手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告による国家公務員の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。

■ 本俸月額引き下げ

- ・初任給を中心とした若年層(1等級及び2等級の一部)を除き、全ての本俸月額について引き下げ(平均改定率△0.2%)

■ 期末・奨励手当(賞与)の引き下げ

- ・年間の支給月数を0.35月分引き下げ

■ 自宅に係る住居手当の廃止

- ・自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円)を廃止

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	215	40.0	7,269	5,397	210	1,872
事務・技術	214	40.0	7,267	5,395	210	1,872
技能職種 (運転手)	1					
再任用職員	2					
事務・技術	2					
非常勤職員	13	57.1	4,142	3,875	51	267
事務・技術	4	37.8	3,565	2,698	166	867
事務・技術 (賞与なし)	9	65.7	4,399	4,399	0	0

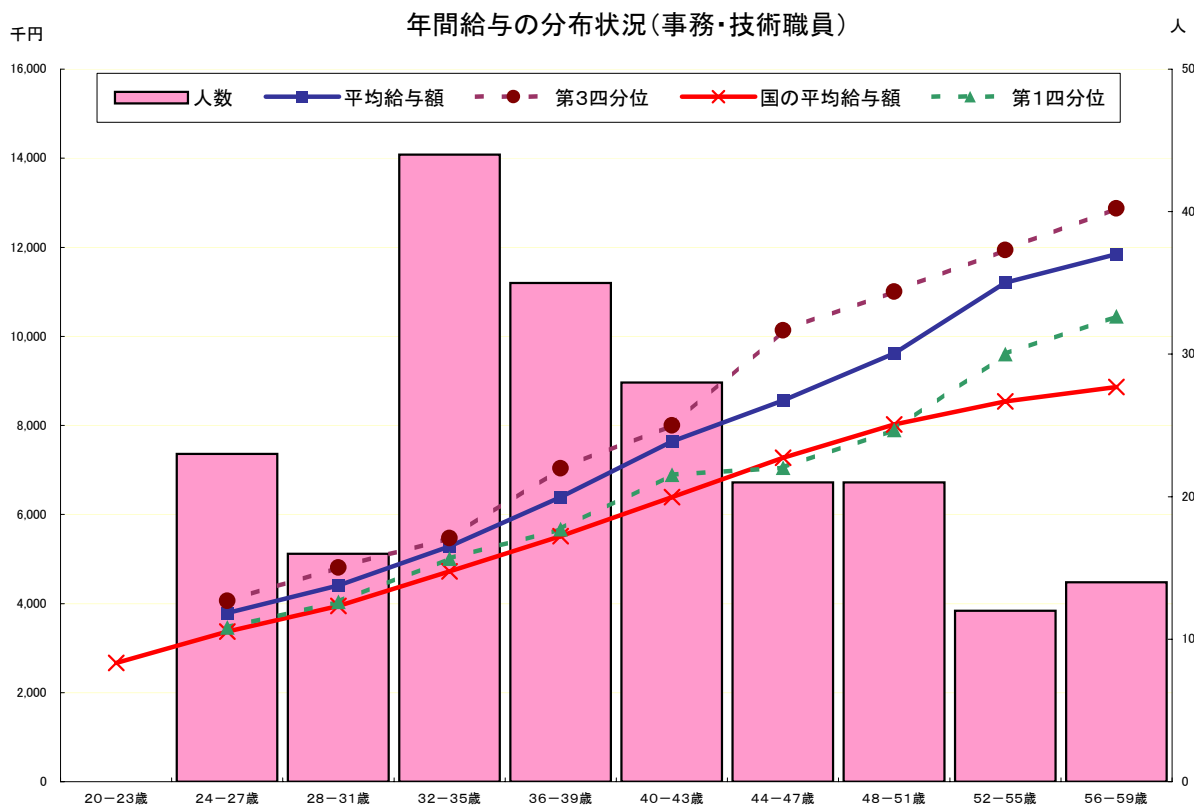
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者がそれぞれ1人及び2人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部課長	27	50.2	10,278	10,723	11,427
・本部係長	75	37.2	5,160	5,757	6,208
・本部係員	30	27.2	3,516	3,862	4,144

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	214 ()	8 (3.7%)	4 (1.9%)	31 (14.5%)	53 (24.8%)	86 (40.2%)	32 (15.0%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 53	57 ～ 51	58 ～ 42	58 ～ 35	52 ～ 30	31 ～ 24
所定内給与 年額(最高 ～最低)		10,226 ～ 8,965	8,765 ～ 8,256	9,071 ～ 6,187	7,194 ～ 4,211	5,836 ～ 3,206	3,291 ～ 2,552
年間給与 額(最高 ～最低)		14,258 ～ 12,551	12,121 ～ 11,449	12,339 ～ 8,379	9,677 ～ 5,746	7,661 ～ 4,332	4,433 ～ 3,443

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	56.0%	56.9%	56.5%
	査定支給分(奨励相当) (平均)	44.0%	43.1%	43.5%
	最高～最低	46.4～35.8%	45.6～32.6%	46.0～34.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	67.2%	65.3%
	査定支給分(奨励相当) (平均)	36.9%	32.8%	34.7%
	最高～最低	44.4～30.0%	43.7～26.6%	44.0～28.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.1

対他法人(事務・技術職員)

111.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 119.1						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>105.9</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>116.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>103.5</td> </tr> </table>	地域勘案	105.9	学歴勘案	116.1	地域・学歴勘案
地域勘案	105.9						
学歴勘案	116.1						
地域・学歴勘案	103.5						
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、地域差があること。(職員の割合…東京都特別区:88.8%、大阪市:11.2%)</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は50.0%(平成21年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は86.0%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p>						
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 19.2% (国からの財政支出額 39,940百万円、支出予算の総額 208,304百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額39,940百万円の内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 一円(平成20年度決算)</p>						

<p>講ずる措置</p>	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～20年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△5) ・平成21年度に課長ポストを更に1ポスト削減 <p>■今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成22年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%) ・管理職ポストの削減(課長△2) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に相当する手当は設けない。 <p>以上の措置により、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は102.5ポイント程度(年齢勘案118.6ポイント程度)と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p>
--------------	--

■法人の業績評価

当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。

■管理職の割合

平成22年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は41人であり、その割合は19.2%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合

同214人のうち大卒以上の職員数は184人であり、その割合は86.0%となっている。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,096,883	千円 2,076,449	千円 (%) 20,434 (1.0)	千円 (%) 20,434 (1.0)
退職手当支給額 (B)	千円 194,248	千円 236,485	千円 (%) △ 42,237 (△ 17.9)	千円 (%) △ 42,237 (△ 17.9)
非常勤役員等給与 (C)	千円 233,039	千円 260,581	千円 (%) △ 27,542 (△ 10.6)	千円 (%) △ 27,542 (△ 10.6)
福利厚生費 (D)	千円 429,912	千円 466,004	千円 (%) △ 36,092 (△ 7.7)	千円 (%) △ 36,092 (△ 7.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,954,082	千円 3,039,519	千円 (%) △ 85,437 (△ 2.8)	千円 (%) △ 85,437 (△ 2.8)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成20年度及び21年度の自己都合退職者が見込みを下回ったことなどから(平成18年度14人、19年度13人、20年度6人、21年度2人)、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.0%増となった。一方、退職者数の減少による退職手当支給額の減少、法定外福利費の見直し等により、最広義人件費は対前年度比で2.8%の削減となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(11.4%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%

注(1):基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2):「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与と改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

選考結果表

役職	現(前)任者			就任者			選考経過
	氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	
(独)福祉医療機構 理事(総括、 総務部・企画 指導部・基金 事業部担当)	青柳 親房 <small>あややま かつらふ</small>	56	H21.9.3	九州厚生局長[OB]	適任者なし(ポスト削減)		応募総数 48名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (1名)※1 ↓ 任命権者と所管大臣 が協議の上、適任者 なしでポスト削減

※1 1名に絞り込む前の候補者の情報と併せて大臣に協議。

※2 公務員OB該当者は、現任者及び任命予定者の「現(前)職」欄に[OB]と記載。

(独) 福祉医療機構理事 (総括、総務部・企画指導
部・基金事業部担当) 選考経過

本公募に対しては、48人の応募があり、選考委員会が、書類選考を経た6人の候補者に対し面接を行った上で、理事としての適性を有すると考えられる1人を任命権者である理事長に対し提示した。他の候補者の情報と併せて当該1人の候補者について理事長と所管大臣とが協議を行ったが、平成21年9月29日の閣議決定(独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について)を踏まえ、改めて当該ポストの任命の必要性についても検討した上で、「適任者なし(ポスト削減)」とすることで、任命権者と所管大臣が合意したものである。

選考委員会の属性について

- ・独立行政法人福祉医療機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

- ・大学教授 4名

選考結果総括表

厚生労働省

役職	現任者			就任者			選考経過
	氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	
(独)福祉医療機構 監事 (非常勤)	欠員				丸田 康男 <small>まると やすお</small>	61	ブルデシヤル・インベ ストメント・マネジメン ト・ジヤパン(株)内部監 査部長
							応募総数 45名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (3名) ↓ 任命権者が選任

※任命権者
「監事」…大臣
「理事」…理事長

(独) 福祉医療機構非常勤監事 選任理由

本法人の使命は、福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療事業の健全な発展を総合的に支援することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、機構の事業・業務の業務監査、法人の財産等の会計監査及び理事の業務執行を監査するとともに、独立行政法人の経営運営改革の実施について、監事という立場から積極的に参画することが求められている。

本件の公募に対しては、45人の応募があり、選考委員会による書類選考で6人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断された3人を選び、任命権者である厚生労働大臣に提示したところ、丸田 康男氏を最適任と判断するに至ったところである。

任命理由は、証券会社や債権回収機構等において、資金調達、債権管理・回収、内部監査等の実務経験、上級管理職としての豊富な経験を有しており、選考委員会委員からも、法人業務及び関係業界の知見両面において適している、業務体制の効率化等についても見識がうかがえるとの評価を得たものであり、任命権者としても独立行政法人の経営運営改革を促すことができる最適任者であると判断したものである。

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額 (単位：千円)
① 広報、パンフレット、イベント等の点検	<ol style="list-style-type: none"> 1 配布先・配布物の見直しを行い、重複しているものを洗い出し、発行部数・送付数の削減を図った。 2 各部ごとで行っていた調達について、同時期に発注するものについては、機構全体で一括して調達を行った。 3 また、多色刷りから2色刷りに変更するなど、仕様の見直しを図った。 	▲15,783 千円
② IT 調達の点検	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実施している。 また、業務・システム最適化計画の推進等を目的として、経営企画会議の作業部会として情報システム委員会を設置し、IT 調達の点検を実施している。 2 情報システムの調達に当たっては、システム管理部門においてその必要性、重要性を整理・検討の上、CIO 補佐官による助言（点検）を受け、仕様を策定し、システムの過大化を防止しており、契約金額については、妥当なものとなるよう留意している。 3 公告期間については、規程上の 10 日間（政府調達の場合 50 日）を遵守している。また、入札条件については、契約監視委員会（H22.1.26 開催）において「業務経験について条件を緩和すべきである」旨等の指摘を受けたと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホストコンピュータ等の調達 ▲8,459 千円 ・ネットワーク等の統合運用支援業務 ▲1,893 千円

	<p>ころから、その改善を図った。</p> <p>4 役務の新規調達、IT 機器の調達及びシステムの新規設計開発については、原則として複数社から見積もりをとっている。</p>	
③法人所有車数の台数削減、車種の変更	<p>1 法人所有車については、これまでも削減に努めてきたところであるが、平成 20 年度において、3 台のうち 1 台を削減した。</p> <p>なお、車種については、平成 19 年度においてハイブリッド車を導入したところである。</p> <p>2 また、コスト削減の観点から、運転手 2 名のうち 1 名については、平成 21 年度において職員から臨時職員へ変更している。</p>	▲4,020 千円
④庁舎の移転及び賃借料の引下げ	<p>【賃借料の引下げについて】</p> <p>〈本部事務所〉</p> <p>ビル賃貸人との交渉により、平成 21 年度から坪当たり室料を 2 千円引下げ、年間 29,460 千円のコスト削減を行った。</p> <p>また、平成 22 年度以降の事務所賃借料の値上げ要求（坪当たり単価 3 千円アップ）に対しては、平成 22 年度からの 2 年間については交渉により現状維持とした。</p> <p>〈支店事務所〉</p> <p>平成 22 年度からの 2 年間の事務所賃借料については、ビル賃貸人との交渉により、坪当たり室料を 925 円引下げ、年間 3,106 千円のコスト削減を行った。</p>	▲29,460 千円
⑤電気料金に関する契約の見直し	<p>本部及び支店事務所のあるビルについては、電力会社との契約は、ビル全体について賃貸人が行っており、当機構の電気料金については、賃貸人からの使用量に基づく請求により支払を行っている。従って、当機構が電力会社と、直接、契約を行うことはできないが、電気使用量の削減に向けて、執務室及び社内通路の</p>	▲1,662 千円

	部分消灯の徹底などを行い、コスト削減を図った。	
⑥複写機等に関する契約の見直し	複写機等については、既に償却期間を超過したものの再リースを行っており、年間で14,223千円のコスト削減となっている。	▲14,223千円
⑦備品の継続使用及び消耗品の再利用	内部の連絡会議を通じて、職員へ、備品の継続使用及び消耗品の再利用について周知徹底を行った。	従来より消耗品費の削減に努めた結果、対平成20年度比で次のとおりとなった。 ▲3,216千円
⑧タクシー利用の点検	タクシーの利用については、従来より使用基準を厳格に設け、制限的な利用を行っている。更に、不正防止の観点から、使用済みの半券の確認に加えて、平成22年1月より利用者に領収書の提出を義務付けている。	左の取組みを行ったものの、業務が増加した結果、タクシー利用の頻度が高まり、結果的に対平成20年度比で削減効果はなかった。
⑨その他コスト削減について検討したもの	1 従来より航空機の割引運賃の積極的利用に努めてきたところだが、22年3月からパック商品の利用についても周知を行った。 2 また、従来より事務所電話料金のプラン変更による経費削減に努めた結果、対平成20年度比で1,374千円の削減となった。	・旅費については、対平成20年度比で、▲5,250千円の削減を行った。 ・電話料金については、▲1,374千円の削減を行った。

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成21年度当初から実施したと仮定した場合における平成21年度の実績額（推計）が、平成20年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

契 約

(委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p>○ 契約監視委員会においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">22件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">27件</td> </tr> <tr> <td>複数年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">9件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度契約</td> <td>新規案件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td>契約における実質的な競争確保に関する点検</td> <td>落札率90%以上</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">62件</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> <tr> <td>複数年契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)</td> <td>・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか</td> </tr> <tr> <td>契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)</td> <td>・真に競争性が確保されているか</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、一般競争入札又は公募を行ったものの、結果として一者応札・一者応募であった27件のうち、23件については、業務経験についての要件の見直し、3件については、公告期間の見直しが提案された。</p>	区 分	件 数	平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件	一者応札・一者応募	27件	複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件	平成21年度契約	新規案件	3件	契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件	合 計		62件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否	一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)	複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)	平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか	契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)	・真に競争性が確保されているか
区 分	件 数																															
平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件																														
	一者応札・一者応募	27件																														
複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件																														
平成21年度契約	新規案件	3件																														
契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件																														
合 計		62件																														
区 分	点 検 の 観 点																															
随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否																															
一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																															
複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																															
平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか																															
契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)	・真に競争性が確保されているか																															
<p>② 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<p>○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」(総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)を設置し、同委員会において契約方</p>																															

	<p>式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官(外部の第三者に委託)の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ 上記契約審査会は、総務、経理担当役員等が構成員であり、更に監事が出席し、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</p> <p>○ また、平成22年度からは、「調達の適正化について(依頼)」(H22.4.6付厚生労働省発給O406第5号)を踏まえ、上記の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとした。</p> <p>① 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>② 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p>
<p>③ 「随意契約見直し計画」の進捗状況 「随意契約等見直し計画」の策定状況</p>	<p>【「随意契約見直し計画」の進捗状況】</p> <p>随意契約見直し計画(平成19年12月策定)については、P41「Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況」のとおり計画を達成した。</p> <p>【「随意契約等見直し計画」の策定状況】</p> <p>契約監視委員会(H22.1.26開催)を受けて、平成20年度の契約実績に基づき、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。</p>
<p>④ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>○ 一者応札・一者応募となった案件については、企画競争等が多かったが、その問題を分析した結果、以下のとおりの改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公告に関する事項」については、現在休日を含めて10日以上としている公告期間を原則として10営業日以上に延長した。 ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこととした。

	<p>なお、当該改善方策については、ホームページにおいて公表している。</p>
<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 平成21年度においては、総合評価落札方式の実施実績はなく、企画競争及び公募についての実施状況は次のとおりである。</p> <p>ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構では、一般競争入札も含め基本的には説明会を実施することとしているが、平成21年度に企画競争により契約を締結した5件のうち、3件については、公募から企画競争に移行した案件であり、応募者が一定程度内容を理解していたこと等から、説明会の開催に代えて、仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図った。 <p>また、公告日から企画書提出期限までは平均で18.6日となっており、妥当な日数と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、公募については、一般的に調達に参加する意思があるか否かを確認する手続きであることから、仕様書を配付するのみで説明会は行っていない。 <p>イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度に企画競争により契約を締結した5件のうち、平成20年度に手続きを終えていた2件については、選定基準及び配点の事前公開は行われなかったが、平成20年度末に「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」を策定したことから、平成21年度に手続きを実施した残り3件からは、選定基準及び配点を事前に配付して、その結果については、企画競争参加者に公開している。 <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構においては、企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合でも、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」（総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による

	<p>監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)で適正性等を審議することとしている。</p> <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、外部有識者を含めることを義務付けている。</p>									
<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合(再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの)</p>	<p>再委託割合50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託している案件はない。</p>									
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>○ 平成21年度に締結した公益法人等との契約の状況は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="608 815 1347 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 815 882 864">契約件名</th> <th data-bbox="882 815 1158 864">相手方</th> <th data-bbox="1158 815 1347 864">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 864 882 958">独立行政法人会計システムの保守契約</td> <td data-bbox="882 864 1158 958">(財)日本システム開発研究所</td> <td data-bbox="1158 864 1347 958">7,625,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 958 882 1055">H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ</td> <td data-bbox="882 958 1158 1055">(福)全国社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1158 958 1347 1055">1,727,610</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	相手方	金額(円)	独立行政法人会計システムの保守契約	(財)日本システム開発研究所	7,625,100	H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ	(福)全国社会福祉協議会	1,727,610
契約件名	相手方	金額(円)								
独立行政法人会計システムの保守契約	(財)日本システム開発研究所	7,625,100								
H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ	(福)全国社会福祉協議会	1,727,610								
<p>⑧「調達の適正化について」(厚生労働大臣依頼)と異なる契約方式で契約していたものの改善方策</p>	<p>平成21年度においては、一般競争入札(最低価格落札方式)以外の調達は21件(企画競争5件、公募16件)あった。</p> <p>これらの契約案件については、「調達の適正化について(依頼)」(H22.4.6付厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、当機構の契約審査会において当該調達方式による理由や仕様書等内容について更に徹底した審査を行い、調達の競争性及び透明性の確保に取り組むこととしている。また、今後においては、一般競争への移行の可能性についても検討することとしている。</p>									

(項目5の2)

I 平成21年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	37件 (59.7%)	29.7億円 (78.4%)
	うち一者入札	5件 【13.5%】	27.3億円 【91.9%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	21件 (33.9%)	7.9億円 (20.9%)
	うち一者応募	18件 【85.7%】	6.8億円 【86%】
競争性のない随意契約		4件 (6.4%)	0.2億円 (0.7%)
合 計		62件 (100%)	37.9億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成21年度の実績【公益法人】			
	件数	金額	
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (50%)	0.02億円 (18.5%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	企画競争等	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応募	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
競争性のない随意契約	1件 (50%)	0.08億円 (81.5%)	
合計	2件 (100%)	0.09億円 (100%)	

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 －%】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況					
		随意契約見直し計画による見直し後の姿		平成 21 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		2 件 (3. 6%)	1. 5 1 億円 (5. 4%)	3 4 件 (6 1. 8%)	1 8. 7 7 億円 (6 7. 4%)
競争性のある契約	競争入札等	2 件 (3. 6%)	0. 0 4 億円 (0. 1%)	5 件 (9. 1%)	6. 8 7 億円 (2 4. 7%)
	企画競争等	4 5 件 (8 1. 8%)	2 5. 7 6 億円 (9 2. 6%)	1 2 件 (2 1. 8%)	1. 9 5 億円 (7. 0%)
競争性のない随意契約		6 件 (1 0. 9%)	0. 5 2 億円 (1. 9%)	4 件 (7. 3%)	0. 2 4 億円 (0. 9%)
合 計		5 5 件 (1 0 0%)	2 7. 8 3 億円 (1 0 0%)	5 5 件 (1 0 0%)	2 7. 8 3 億円 (1 0 0%)

※ 「随意契約見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 21 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、可能なものから順次一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%)	(5.4%)
				2	1.51
一般競争入札等	競争入札	/		(3.6%)	(0.1%)
				2	0.04
	企画競争	(1.8%)	(1.3%)	(81.8%)	(92.6%)
		1	0.37	45	25.76
随意契約		(98.2%)	(98.7%)	(10.9%)	(1.9%)
		54	27.46	6	0.52
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		55	27.83	55	27.83

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
				0	0
一般競争入札等	競争入札	/		() %	() %
				0	0
	企画競争	() %	() %	() %	() %
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	() %	() %
		0	0	0	0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		0	0	0	0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%)	(5.4%)
				2	1.51
一般競争入札等	競争入札	/		(3.6%)	(0.1%)
				2	0.04
	企画競争	(1.8%)	(1.3%)	(81.8%)	(92.6%)
		1	0.37	45	25.76
随意契約		(98.2%)	(98.7%)	(10.9%)	(1.9%)
		54	27.46	6	0.52
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		55	27.83	55	27.83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国に準じたものとしている。

(3) 契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

2 . 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成 1 8 年度の随意契約中、業システム最適化対象システムに係る契約及びシステム変更により一般競争入札等へ以降できる契約のものが大半を占めている。

これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成 2 0 年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。

- ・ 随意契約 5 5 件、2 7 . 8 億円
- ・ 最適化対象システム関連等 3 7 件、2 3 . 6 億円(件数ベース 6 7 . 3 %、金額ベース 8 4 . 9 %)

その他の契約については、「随意契約の点検・見直しの状況」に基づき実施する。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(4.6%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2,114,112
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%) 27	(100%) 1,162,242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1,075,641
公告期間の見直し	3	20,136
その他	1	66,465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の ~ の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第 74 条）と同様の内容とした。

指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

措置状況

平成 18 年度に措置済みである。

包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

措置状況

平成 15 年度に措置済みである。

総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、総合評価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第 29 条の 6 第 2 項（落札方式）同法第 29 条の 12（長期継続契約）「予算決算及び会計令」第 102 条の 2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

措置状況

平成 20 年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用している C I O 補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造 予定価格が 250 万円を超えないもの
- ・ 財産の買入 予定価格が 160 万円を超えないもの
- ・ 物件の借入 予定価格が 80 万円を超えないもの
- ・ 上記以外 予定価格が 100 万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として 1 者応札・ 1 者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成 21 年 7 月 24 日付で『「1 者応札・ 1 者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則 10 営業日以上）契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成 20 年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A 等級の入札案件については、2 級下位の C 等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

（注）個別の契約の状況については、各様式に記載

内 部 統 制

①統制環境	<p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、この社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう中期目標に基づき業務運営を行っている。</p> <p>また、平成 20 年 4 月に民間から理事長を迎え、当機構のこれからの方向性を明示するための第一歩としたいという想いから、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、平成 20 年 10 月に発信したところである。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>なお、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を有効かつ効率的に果たすため、統制環境の確保に向け、次の取組を実施した。</p> <p>ア 理事長による統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長から役職員に対して、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという使命を果たすために、主体的に業務に邁進するよう周知徹底されている。 ○ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、役職員の士気の向上を図っている。 ○ 毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べ、同時に、この所感をイントラネットを通じて他の職員に対して発信することで、組織内での問題意識の共有化を図っている。 ○ 平成 20 年度に現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施（平成 21 年度には中堅・若手職員を対象に実施）している。こうした機会を通じて、理事長の人柄・理念が職員に伝えられるとともに、組織の一体感が醸成されている。 <p>イ 内部組織による統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会、経営企画会議、幹部会 <ul style="list-style-type: none"> 役員及び幹部職員等が出席する役員会、経営企画会議及び幹部会等において、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うこと等により、業務の適正執行の確保と問題意識の共有化に
-------	---

よる業務間の連携の強化を図っている。

○監査室による監査

機構の全部署を対象にした業務及び経理、業務委託先である受託金融機関、助成事業に係る助成先等について、監査室による監査を実施している。

なお、平成 21 年 4 月より当機構内における監査の公正性・中立性・透明性の向上を確保するため、監査課の位置づけを改め、総務部所属から理事長直属の監査室に再編したところである。

○QMS 内部監査

平成 17 年 4 月に認証取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用を通じて、全部署を対象に内部監査を実施し、教育・訓練の効果的運用や顧客満足度調査の活性化等、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うことにより継続的改善活動を推進している。

○監事による監査の実施

「監査の視点」及び「監査の重点項目」を踏まえ、ヒアリング並びに書面、抜検による実物及び実地監査その他適当と認める方法により監査を実施している。

○個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施

個人情報の保護を適切に実施する観点から、個人情報管理委員会を設置し、全役職員に対する情報セキュリティポリシー等に係る研修の実施や「個人情報保護マニュアル」を策定するなど、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

また、情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

ウ 外部組織による評価等の反映

○独立行政法人評価委員会による評価

毎事業年度における業務の実績について、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けており、各委員からの意見等を業務に反映している。

○会計検査院による検査

毎事業年度において、会計検査院の実地検査によって、国が交付した補助金などが適正に使われているかについて検査を受けている。

○会計監査人による監査

	<p>毎事業年度において、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人により監査を受けている。</p> <p>○QMS 外部監査</p> <p>毎事業年度において、ISO9001 認証機関による定期審査を受審し、QMS が効果的に継続して運用されているかについて評価を受けている。</p>
<p>②リスクの識別・評価・対応</p>	<p>ア リスク・危機管理基本方針の策定</p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を平成 21 年 10 月に策定している。</p> <p>イ リスク管理委員会の設置とリスク対応計画の策定</p> <p>○ 「リスク・危機管理基本方針」の方針に基づき、平成 21 年 10 月に「リスク管理委員会」を設置するとともに、業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を平成 22 年 3 月に策定している。</p> <p>○ 危機が発生した場合は「危機管理対策本部」を設置できるよう規程等の整備を行っている。</p> <p>○ リスク対応計画については、各事業において想定するリスクを抽出し、業務に与える影響度や発生可能性等により評価を行い、優先順位の高いリスクに対して課題、対応方針、対応期限などを策定している。</p> <p>ウ QMS に基づく対応</p> <p>QMS に基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことで QMS の有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
<p>③統制活動</p>	<p>ア リスク対応計画に基づく対応</p> <p>○ 各部署においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p>○ 各部署からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行う。</p> <p>イ QMS に基づく対応</p> <p>QMS に基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>

<p>④情報と伝達</p>	<p>ア 組織内での情報伝達</p> <p>イントラネット内の掲示板において、年度計画や各部署における重点目標を掲載するとともに、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料を掲載することにより、役員及び幹部職員等以外の職員も理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p>イ 緊急時における連絡網の整備</p> <p>緊急的なリスクを上層部に速やかに報告を行うため、緊急連絡網を整備し、休日・深夜でも理事長以下上層部に報告が伝わるように体制を整備している。</p> <p>ウ 外部からの情報の収集</p> <p>機構のホームページにおいて、各部署にお客さまからのご意見、苦情等を受付ける専用アドレスを設置し、お客さまのご意見、苦情等のより一層の情報収集に努めてきたところであるが、平成 22 年 7 月からは、これまでの取組みに加えて、お客さまからのご意見、苦情等を機構全体の窓口として、新たに「お客さまの声制度」を設けて、聴取したご意見、苦情等にかかる対応状況等を機構のホームページ上で公開することとしている。</p> <p>エ QMS に関連する各種情報</p> <p>イントラネット内に QMS に関連する各種情報（業務手順書、QMS 内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員が何時でも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>
---------------	---

<p>⑤モニタリング</p>	<p>ア 監事又は監査室による監査報告等について、役員会で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っている。</p> <p>イ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っている。</p> <p>ウ 各事業における予算や中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理している。</p> <p>エ 監査室においては、前述の各部署における日常的モニタリングとは別に、独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼として監査を実施している。</p> <p>オ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。</p> <p>カ QMS 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
<p>⑥ICTへの対応</p>	<p>ア 前述のとおり、イントラネット内で情報の共有化を図る一方、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を図る必要があり、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管、電子メールにおける添付ファイルのパスワード設定等のセキュリティの向上を図っている。</p> <p>イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティー対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティーに関する規程等を制定の上、情報セキュリティー対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティーの重要性について注意喚起を行っている。</p>

	<p>I C T : Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。I T と同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
<p>⑦内部統制の 確立による成 果・課題</p>	<p>平成 22 年度中の実施を目途に、現在、法令順守態勢整備の一環として、コンプライアンス委員会の設置や内部通報制度の整備の準備を進めており、経営理念による機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンス体制の一層の強化が図られつつある。</p> <p>内部統制の確立による成果・課題については次のとおりである。</p> <p>ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができ、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるようになり、役職員のインセンティブの向上につながっている。</p> <p>ウ 役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。</p> <p>エ 平成 22 年 7 月から「お客さまの声制度」を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化に繋げていく所存である。</p>

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

<p>①業務改善の取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none">○ QMSにおいて各業務手順書に基づき、顧客満足度調査や顧客からの意見・苦情等の収集を実施した。○ 現在、当機構のホームページにおいて、当機構の概要や事業内容等を公開するとともに、独立行政法人等情報公開法及び個人情報保護法による独立行政法人福祉医療機構の情報公開・個人情報保護サイト等を設置し、積極的な情報公開に努め、法人運営の透明性の向上を図った。○ また、平成 22 年度中に「お客さまの声」制度を設置し、顧客や国民からの要望・苦情を組織として共有し、具体的な改善に向けた検討材料として、業務改善及び顧客サービスの向上の更なる強化を図る。○ 平成 19 年度に職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることを目的に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図った。○ 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価結果に反映する仕組みを強化するため、平成 22 年度に向けて評価方法の見直しを行った。
<p>②事務・事業の見直し</p>	<p>[共通事項]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 業務運営体制の整備等 第 1 期中期目標期間において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を実施した。○ 経営理念の具体化に向けて 福祉医療機構の経営理念「民間活動応援宣言」の具体化に向けて、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、総合力の強化を図ることにより、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応した。○ 事務・事業の合理化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、課長ポストを削減するとともに、監査の公正性、中立性及び透明性を高めるため、従来の監査課を

理事長直属の監査室に再編するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。

- トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、平成 21 年度補正予算対応の検討などの重要案件に対し、迅速かつ的確な経営判断を実施した。
- 平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の効率化を推進した。
- なお、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、機能の追加や改善などを実施し利用者の利便性の向上を図ることにより、同システムの利用率が向上（福祉医療貸付事業の事業報告書 55%（前年度 6%）、退職手当共済事業の掛金届等 79%（前年度 75%））し、業務の効率化に寄与した。
- 契約については、平成 20 年度に一層の競争性及び透明性を確保する観点から整備した「企画競争・公募による調達マニュアル」に従った調達を徹底した結果、平成 21 年度末において、「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月策定・公表）における見直し後の目標を達成した。
- 一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引き下げ、再リースの活用等により、平成 21 年度予算（平成 19 年度予算と比べて 6.2%縮減）の縮減幅を上回る 12.4%の額を節減した。
- また、業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、会議資料のペーパーレス化、パンフレット等の発行部数の見直し、本部事務所の賃借料の引下げ、複写機等の再リースの実施などに取組みコストの節減を図った。

[福祉貸付事業]

- 政府において策定された「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助事業の対象となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施した（161 件、57,386 百万円）。
- また、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対し、貸付利率の引下げ及び保証人の要件緩和などを講じた経営資金により緊急融資を実施した（実績：22 件、865 百万円）。

○ 平成 21 年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議のうえ、平成 22 年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図ることとした。（オンコスト利率 0.05%）

○ また、介護保険施設に対する施設整備費補助金の減少や介護報酬の大幅な増加が期待できないことから、施設経営者から長期かつ安定的に資金調達できる仕組みを構築するよう利用者等からの要望を踏まえ、平成 22 年度からユニット型特別養護老人ホームの償還期間等の延長を実施することとした。

[医療貸付事業]

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施した（実績：505 件、40,442 百万円）。

○ また、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う医療機関への融資について、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなど講じた優遇融資を実施した（実績 18 件、26,091 百万円）。

○ さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成 21 年 10 月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施した（実績 166 件、4,247 百万円）。

○ 平成 21 年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議のうえ、平成 22 年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図ることとした。（オンコスト利率 0.2%）

[長寿・子育て・障害者基金事業]

○ 平成 21 年 11 月の行政刷新会議における事業仕分けの結果を踏まえ、事業費の削減を図る観点から、広報事業の廃止又は見直しを行った。

[心身障害者扶養保険事業]

- 平成 20 年度まで保険契約に係る事務処理を委託していたが、平成 21 年度からは、内部処理（システム構築）で対応が可能となったため、委託を廃止しコストの削減を図った。

[年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業]

- 平成 22 年 2 月から、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「条件変更制度の新設」などの制度変更を行い、利用される方にとって必要な資金が融通され無理のない返済となるような取扱いを開始した。

≪平成 22 年度以降における見直し（予定）≫

○組織のスリム化

平成 22 年度に理事 1 名を削減したところであり、平成 23 年度には、本部の管理部門を再編し、管理職ポスト 3 名（部長 2 名、課長 1 名）を削減する予定である。

また、大阪支店の管理部門を廃止し、管理職ポスト 1 名（次長）及び課長代理ポスト 1 名の計 2 名を削減する予定である。

○余剰資産などの売却

平成 22 年度中に職員宿舎（26 戸）の入札手続きを実施する予定である。また、平成 22 年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施する予定である。

○国からの財政支出の削減

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）の見直し・大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減（平成 24 年度までにラスパイレス指数を概ね 100 とする。）、電力使用量の削減、出張旅費の削減等により財政支出の削減を図る。

○事務・事業の改革

【福祉貸付事業、医療貸付事業】

資金交付時の審査期間の更なる短縮や申請書類の更なる簡素化などの取組を徹底し、利用者サービスの更なる向上に向けた取組を徹底する。

【年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業】

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏ま

<p>②－２ 業務委託等を行うことの必要性の検証</p>	<p>え、国・機構において、制度を廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を5月下旬～6月にかけて実施し、その調査結果を踏まえ、事業の廃止及び代替措置の検討を平成23年度予算の概算要求に向けて進める。</p>
	<p>【福祉医療貸付事業】</p> <p>○ 当該事業については、全国からの借入申込に対して、限られた予算の範囲内で、東京本部の他に大阪支店を設置し、利用者サービスの向上を図っているところであるが、社会福祉事業施設や医療機関等の設置者については、財政基盤が脆弱な法人等が多いことから、借入申込者の負担軽減を図るため、借入申込のうち、融資額が少額であるもの、専門的な融資審査を要しないもの又は都道府県等との密接な連携を要しないもの等については、効率的な業務運営を実施するため、業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】</p> <p>○ 当該事業については、全国で毎年22万人を超える年金受給者の利用があり、本人確認や借入意思確認等の貸付業務の補助的業務が必要となることから、限られた予算の中で、効率的な業務運営を実施するため、制度開始当初より業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>なお、当該事業については、運営費交付金等の国からの財政措置を受けていない。</p> <p>【承継年金住宅融資等管理回収業務】</p> <p>○ 当該業務については、全国で約42万5千件（平成21年度末）の残高件数を有しており、管理回収業務といった専門的な金融業務が必要となることから、限られた予算の中で、効率的な業務運営を実施するため、制度開始当初より業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>なお、当該事業については、運営費交付金等の国からの財政措置を受けていない。</p>

③公益法人等との関係
の透明性確保
(契約行為については、
項目5「契約」に記載)

1 公益法人等との取引内容

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第7条に基づく指定法人である財団法人テクノエイド協会に対し、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとして国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。

(参考) 過去5か年の交付金の額の推移 (単位：千円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
284,256	271,087	265,261	260,473	212,915

また、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条の2に基づく指定法人である財団法人長寿社会開発センターに対し、「老人福祉法」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとして国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。

(参考) 過去5か年の交付金の額の推移 (単位：千円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
110,544	121,602	112,136	113,144	77,506

2 取引の妥当性

長寿・子育て・障害者基金事業の交付に当たっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において、毎年度、厳正に審査の上、決定しており、妥当なものであると考える。

3 事後評価の実施

外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会の評価部会を開催し、同委員が事業の達成度・効果等についてヒアリング調査を実施し、調査結果を法人に対してフィードバックするなど、交付後における事後評価を行っている。

なお、平成22年度以降については、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金を全額国庫に返納することとなったことに伴い、当該指定法人に対する交付金も廃止されることとなった。

<p>④監事監査 ・内部監査 の実施状況</p>	<p>監事監査</p>	<p><平成21年度の業務に係る経理監査・業務監査> 「監査の視点」及び「監査の重点項目」を踏まえ、ヒアリング並びに書面、抜検による実物及び実地監査その他適当と認める方法により監査を実施した。</p> <p>(1) 平成21事業年度業務監査 各部署の業務の実施状況について(全10部1支店)</p> <p>(2) 平成21事業年度会計監査(決算関係)</p> <p>①貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ②事業報告書及び決算報告書 ③行政サービス実施コスト計算書 ④収入支出予算の執行状況及び資金計画の運用状況</p> <p>(3) 平成21事業年度特定事項監査</p> <p>①入札・契約の状況 ②給与水準の状況 ③内部統制の状況 ④情報開示の状況 ⑤委託先のガバナンス等の状況</p> <p><さらに、不適正な会計経理が行われていないかの監査> 不適正な会計経理に係る監査は、機構全体における決算会計監査(各部に対し、平成22年4月から6月に実施)の他、経理部に対する業務監査(平成22年2月から3月に実施)及びその一環として、会計監査人(平成22年6月に監査結果説明書を受領)、内部監査部門と連携を図り監査を実施した。</p>
	<p>内部監査</p>	<p><平成21年度の業務に係る経理監査・業務監査></p> <p>(1) 内部監査6部署の実施(情報システム部、企画指導部、助成事業部、総務部、経理部、共済部)</p> <p>(2) 保有個人情報保護監査の実施(全10部1支店)</p> <p>(3) 受託金融機関業務監査の実施(9銀行、1信用金庫、1信用組合)</p> <p>(4) 助成事業に係る助成先業務監査の実施(9団体)</p> <p>(5) 交付金交付先業務監査の実施(2団体)</p> <p>(6) 外部業務委託先に対する監査の実施(1業者)</p> <p><さらに、不適正な会計経理が行われていないかの監査> 経理部に対する業務監査(平成22年1月から2月に実施)として、不適正な会計経理が行われていないかを、書面や決裁等を抜検しながら監査を実施した。</p> <p><会計事務関係></p> <p>(1) 日計表 (2) 各勘定別口座の残高証明</p>

- (3) 合計残高試算表
- (4) 支出決定決議書、振替伝票

<契約事務関係>

- (1) 消耗品の購入等に係る書類
- (2) 取引先評価表、取引先再評価表

<固定資産管理事務関係>

- (1) 固定資産台帳
- (2) 不動産現在額報告書
- (3) 物品現在高報告書

上記の書類の突き合わせ等により、納品と検収作業は適正に実施されていること等、不適正な会計経理の処理は行われていないことを確認した。



監事監第 0629002 号
平成 22年 6月 29日

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

独立行政法人福祉医療機構
監 事 宮 地 薫
監 事 丸 田 康 男



平成21事業年度監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成21事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構
監事 宮地 薫
監事 丸田康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ、各業務の状況を聴取した。
2. 平成21事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、書面又は実地等により業務監査を実施した。
3. 平成21年度事業報告書について、業務監査を実施した。
4. 財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示し

ていると認められた。

(3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。

(4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

(1) 機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業(以下「経営指導事業」という。)、長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事業」という。)、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業(以下「WAMNET 事業」という。)、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業及び1業務を実施しているが、国の方針並びに関係法令及び機構の諸規程等に従い、適正、妥当な執行がなされていると認められた。

また、法令若しくは業務方法書等に違反する重大な事実は認められなかった。

なお、基金事業については、平成21年11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、基金は全額国庫に返納し、平成22年度以降の助成財源は毎年度予算要求すること、との評決が下された。これによって基金事業は廃止され、代わって、新たに社会福祉振興助成費補助事業が創設されることとなった。

(2) 事業報告書は、機構の業務の執行状況を正しく示していると認められた。

III. 監査概要

1. 会計監査

(1) 平成21事業年度収入支出予算等の事務処理状況

① 収入支出予算の執行・管理は、関係法令、独立行政法人福祉医療機構会計規程等に従い、適正に行われている。

② 収入支出報告書及び合計残高試算表は、毎月適正に作成され、理事長に報告されている。

(2) 平成21事業年度決算報告書

決算報告書の作成は、機構の予算の区分に従い、独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に行われている。

(3) 平成21事業年度財務諸表

① 平成21事業年度において、808億円の当期総利益を上げている。また、715億円余の利益剰余金を計上している。

② 当期純損失を計上した勘定はない。

保険勘定は、平成21年度の運用収入がプラスに転じたことにより、繰越欠損金が前年度末比16億円減少したものの、繰越欠損金の解消には至らなかった（平成21年度末繰越欠損金96億円）。

2. 業務監査

(1) 適正な業務運営の実施状況について

① 経営理念の明確化

機構は、平成20年10月に、経営の方向性を明確化し、ガバナンスの強化を図ることを目的にして機構の経営理念として「福祉医療機構 民間活動応援宣言」を作成し、「お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求すること」、「健全性の確保」を主要なテーマに業務の推進を図ってきている。各部の重点目標も経営理念を踏まえて作成されていること、毎回の経営企画会議や期初・年初等節目での理事長のメッセージがイントラネットなどを通じて全職員に常時発信されていることなどもあり、経営理念の組織内への浸透が図られている。同時に、この経営理念の周知を図る広報活動も、機構ホームページへの掲載、リーフレットの作成など多くの媒体を通じて行われている。

また、トップマネジメントの強化の一環として、役員会の強化が図られているほか、トップマネジメントの要として従来から設置されている経営企画会議においては、適時適切な経営判断と効果的な対応が図られ、適正な業務運営が推進されている。

② 法令等遵守態勢（コンプライアンス）に係る状況

機構には、機構の公共的使命と社会的責任を踏まえ、適正かつ健全な業務運営の徹底を図り、企業倫理を確立することが求められている。

機構の業務は、法令等に基づくものであり、その遵守により成り立つものであるが、機構は、規程やマニュアルの整備と事務の標準化を進め、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の整備に努めている。

なお、個人情報については、顧客保護等の観点から適正な管理が求められていることを踏まえ、個人情報管理規程等に基づき重要文書や外部記録媒体の適切な保管の徹底などのほか、情報漏えい対策ソフトを導入し、CD等の媒体への書き込み制限などの措置もとっている。

このような体制整備に努めているところであるが、平成21年度においては、郵便の誤送付による個人（顧客）情報の漏洩事故が2件発生している。いずれも、都度、お客様ご本人への説明と謝罪及び関係機関へ

の報告を行ったほか、機構ホームページにおいて事実関係及び今後の対応並びに当面の再発防止策について公表している。また、こうした事故を契機に、機構各部署における郵送手順の現状確認と郵送手順の改善方法の検討なども行われているが、事故を根絶するには至っていない。より実効性のある再発防止策を確立することが必要である。なお、いずれの事故も2次被害は発生していない。

現在、法令順守態勢整備の一環として、コンプライアンス委員会の設置や内部通報制度の整備の検討が進められている。前項の経営理念による機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、次項の内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンス体制の一層の強化が図られることとなる。

③内部統制・リスク管理等に係る状況

機構においては、内部統制・リスク管理等の強化について強い問題意識を持っており、役員会のあり方の見直しやトップからの情報発信の強化など統制環境の面での改善や、監査部門の強化などモニタリング面での改善などに取り組んできている。

平成21年度においては、「リスク管理・危機管理基本方針」が制定され、リスク管理・危機管理の態勢が整備された。リスク管理については、機構の抱えるリスクの総体について、リスクの抽出、リスクの評価を経て、リスク管理委員会にてリスク対応計画を策定した。これは、各事業において抽出した信用リスク・事務リスク等の各種リスクについて、リスクの影響度・発生可能性の観点から評価し、優先対応リスクを抽出したものであり、今後、各リスク所管部署にて計画に示された課題・対応事項に取り組むこととなっている。これらの取組は、半年に一度リスク管理委員会にて評価が行われ、計画が更新される仕組みである。なお、事業継続計画の策定が重要な課題として認識されている。

今後は、態勢整備の段階から、内部統制・リスク管理等の有効性を高めるための運用上の工夫の在り方へ、より重点が置かれる段階に移行していくものと考えられる。

現在における主要なリスク管理の在り方は以下のとおりである。

ア 事務リスクの管理

各部において所管の業務に係る事務リスクについて、リスクの高い事項に係るダブルチェックの徹底等、その極小化に努めている。また、QMS内部監査等において、モニタリング等が行われている。

イ 信用リスクの管理

福祉医療分野を取り巻く厳しい経営環境を反映し、機構のリスク管理債権については、財務の観点からも、注視が必要な状況にある。

機構としては、信用リスクの軽減を図るため、リスク管理債権への対応を最重要課題の1つと位置づけ、貸付先に対するモニタリングの強化、リスク管理債権の発生原因分析や未然防止に取り組んできている。

リスク管理債権比率は、平成17年度をボトムに上昇に転じ、平成20年度末には2.97%に達していたが、平成21年度末は、前年度末比0.48%の低下となり2.49%となった。この要因としては、機構の対応もあり、平成21年度においては新規発生のリスク管理債権が件数・金額ともに前年度比大幅に減少したこと、また、貸出条件緩和先で計画に沿った改善が認められる先等について自己査定により正常先としたこと、等が挙げられる。

なお、機構は、後述するように、病院等の経営安定化資金ニーズに積極的に対応してきているが、こうした貸付先については特に資金繰りの変化などに早めに対応できるようモニタリングしていくことが必要である。

一方、リスク管理債権の増加要因とはなるが、政策金融の使命に鑑み、経営の厳しい融資先からの条件緩和の相談には積極的に応じ、経営の立て直しを側面から支援してきている。平成21年度の条件緩和債権の新規発生は43件、202億円と前年度（39件、315億円）に比べ件数は増加したものの金額は減少に転じている。貸出条件の緩和によってリスク管理債権となったものについてその後の状況をみると、3年以上経過した案件については正常債権化したものが8割を超えており、条件緩和による経営支援が成果を上げているものと認められる。

また、信用リスク管理においては、貸付部門と債権管理部門との連携の一層の強化も必要であり、貸付部門から引き継がれる業況注視案件や申し送り事項の取り扱いなど、統一的な仕組み作りとそれに基づいた強力な連携の構築に取り組んでいる。さらに、機構の経営支援室において福祉医療経営指導のノウハウの蓄積も進んでおり、こうしたノウハウも経営の立て直しに活用していくことが必要である。大変厳しい状況に置かれている福祉医療経営の立て直し支援に向けては、引き続き機構の総合力を結集して取り組んでいくことが不可欠である。

機構は、リスク管理債権の動向について、毎月経営幹部に報告するとともに、リスク管理債権区分別の管理状況等についても、四半期ごとに経営幹部に報告を行っている。幹部による検証等のチェック機能は有効に働いていると認められる。

ウ 市場関連リスク及び流動性リスクの管理

市場関連リスクについては、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、財政融資資金借入年限や債券発行年限の多様化等により金利リスクの低減が図られている。

流動性リスクについては、財政融資資金及び財投機関債の長期・安定的な資金を確保している。また、資金繰り状況を把握し、民間金融機関からの短期借入を実施するなど、適切なリスク管理に努めている。

エ システムリスクの管理

機構が保有する情報資産には、個人情報など極めて重要な情報が多数含まれており、情報漏えい対策、不正侵入防止策その他情報資産の安全を確保するための措置が重要になってきている。このため、機構は、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定めたのを手始めに、情報漏えい対策ソフトの導入等、情報資産の安全を確保するための各種措置を講じてきている。

平成20年度末には、「情報セキュリティポリシー実施手順書」の改定を行い、併せてセキュリティポリシーの遵守状況を自己点検する仕組みを取り入れている。また、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。今後ともシステムリスクを軽減するための努力を続けていく必要がある。

このほか、機構は、適正な業務運営等を推進するため、そのツールとして、品質マネジメントシステム（QMS活動、平成19年度に全業務に拡大）を導入しているほか、基金事業等において、外部有識者の意見を業務に反映させる仕組みを設けている。基金事業の場合で言えば、助成の基本方針の策定や助成事業の選定、事業終了後の事後評価等について、外部有識者をメンバーとする「基金事業審査・評価委員会」の審議を経たうえで決定されることとなっており、事業の透明性、適正性の確保が図られている。

(2) 役割発揮の状況等について

機構は、適切なマネジメントの下で、各事業とも、その役割の発揮に向けて、積極的な取組に努めていると認められる。役割の発揮状況等について、例示すれば、次のとおりである。

- ① 機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、医療制度改革等の一環として診療報酬や介護報酬の改定等が進められる中、病院等においては施設整備に対し慎重な姿勢が続いており、ここ数年、資金需要は弱含みで推移してきたが、平成21年度は、新規借入申込額でみて前年度比3割強の増加に転じている。これは、福祉貸付では特別養護老人ホームや保育所の建設資金需要が増大したこと、また、医療貸付では、施設整備資金需要はほぼ前年並みであったものの、経営環境変化に伴う経営安定化資金の需要が大幅に増大したことが主因である。

こうした状況の中、機構は政策金融の使命に鑑み、相談案件の政策優先度を勘案するとともに、ニーズにきめ細かく、迅速に対応することにより、国の政策に即した福祉医療の基盤整備や経営の安定化に資する融資を推進している。

ア 福祉貸付においては、老人福祉施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の整備への重点的な融資を行っており、特に、「新待機児童ゼロ作戦」の中核である保育所の整備、障害者の就労支援事業、スプリンクラー等整備や耐震化改修事業などについては政策的な重要推進課題として、融資率の大幅引き上げなど融資の推進に努めており、また、介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇や緊急的な経営資金貸付の実施など、社会状況や経営環境の変化に対応した融資の推進にも努めている。

また、協調融資制度の活用により、社会福祉法人においては民間金融機関からの円滑な資金調達につながっているところである。対象範囲の福祉貸付全体への拡大や覚書締結金融機関の増加などにより、民間金融機関との一層の協調の促進が図られている。

イ 医療貸付においては、病院の病床不足地域や診療所不足地域における病院・診療所等の施設整備について、都道府県医療計画に即した融資を行い、これら地域の医療施設等の整備の促進を支援している。また、政策性の高い施設整備等を支援する観点から、中小規模病院に対する融資などに積極的に取り組んでいる。

さらに、昨今の経済・金融情勢の悪化による病院等の経営環境の悪化を背景に、経営安定化資金の借入申込件数は、平成20年度の

153件から平成21年度は677件へと著増している。機構による政策融資が病院等の経営を支える状況が窺える。

また、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い入金が遅れることによる一時的な資金不足に対する運転資金の融資について、貸付利率の引き下げや無担保融資可能額の引き上げ等の優遇措置を講じ、より利用しやすいものとしている。

ウ 機構の融資は、その時々々の国の福祉医療政策を金融面から支えるものであり、幅広く、融資制度の周知普及や融資方針等を周知することも機構の重要な役割の一つである。福祉貸付、医療貸付ともに、「融資のごあんない」やリーフレットの作成・ホームページへの掲載、関連団体を通じた周知活動や融資相談会の実施など、多様な方法で制度周知に取り組んでいる。

この点に関し、福祉貸付では「融資のポイント（ガイドライン）について（融資相談から事業完了まで）」を作成しホームページで公開した。これは、融資に際して機構が確認を行う事項を手続きの流れに沿って具体的に示したもので、福祉政策の動向や多様化する現場ニーズ、さらには機構に蓄積された優良な施設整備・健全な施設運営のためのチェックポイントなどを具体的に盛り込んだものと言える。このガイドラインは、借入を検討するお客さまにとって事前に要件が可視化されたものとなったばかりでなく、行政やサービス利用者にとっても有益な情報であり、機構の融資を通じて質の高いサービス基盤の普及に寄与するものと評価できる。

② 経営指導事業は、個別経営診断やセミナーを通じて、福祉や医療サービス等を提供する施設の経営を支援するものである。平成21年度の経営分析診断は、総件数が1,273件と前年度比10%の増加となった。また、17回開催したセミナーでは受講者が前年度比約16%増加し3,421人に達した。アンケート調査によると、個別経営診断、セミナーともに、高い満足度を得ている。

セミナーについては、受講者アンケートに基づき、福祉・医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例を多く取り入れたことが受講者の増加、満足度の向上につながったものと考えられる。

一方、経営診断については、機構の専門性が最も発揮される実地調査経営診断及び経営分析診断の在り方に関し、既往顧客へのヒアリングを実施し、診断メニューの改善や経営診断の将来構想等について検

討が行われているが、現時点では具体的な方策としてまとめられるには至っていない。福祉医療施設を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が続くものと思われ、機構ならではの専門的なノウハウや蓄積された情報等を活かした経営診断・指導事業の一層の展開が期待されている。経営理念を踏まえた今後の経営支援事業の全体像（方向性）を改めて検討していくことが必要である。

- ③ 基金事業については、高齢者や障害者の在宅福祉、子育て支援等に取り組む民間団体の活動に対し、基金の運用益によって助成を行い(平成21年度採択1,003件、計34億円)、民間の創意工夫を活かした地域に密着した福祉活動の裾野の拡大に寄与しており(採択のうち、50.7%がNPO法人)、少子・高齢化が進展する中、その政策的意義と役割は今後一層高まっていくものと思われる。

平成21年度においては、従来の公募期間（前年度の9月～10月）とは別に、助成金の要望時期に柔軟に応えられるよう、いわば追加分として「特別助成」を平成21年6月に募集し34件を採択した。また、平成22年度分助成事業の募集について、助成区分の名称変更、優先的に助成を行う重点助成分野の見直し、NPO等に対する謝金の助成対象範囲の見直し、等の見直しが実施された。

基金事業は、募集→審査・選定→採択（以上前年度）→事業実施（当年度）→事後評価（翌年度）→フォローアップ調査（事業終了1年以上経過後）という長いスパンで進められるが、最終評価・フォローアップ調査結果が募集要領に反映され、また、中間評価結果が選定方針に反映されるなど、PDCAサイクルが円滑に機能しているものと認められる。

また、フォローアップ調査結果によれば、助成事業の継続状況は2年後において各年度分とも90%を超えており、助成団体にとっても、組織の活性化、信用度の向上、組織の拡大等に成果がみられ、さらに、他団体とのネットワークの構築などの波及効果もあり、助成事業の果たしている役割の大きさが窺える。

事後評価結果は公表され、ヒアリング評価実施先（21年度対象116事業）には結果のフィードバックが行われている。また、普及啓発活動は、助成の成果を個別の助成団体や特定の地域に止めることなく、全国各地の団体・グループ等へ幅広く周知・普及させ、成果の最大化を図るための重要な活動の一つである。機構のホームページや広報誌等を活用した総合的な広報による普及活動を行うなど、より一層

お客さま目線に立った、工夫を凝らした広報が求められる。

また、機構職員の専門性の向上も引き続き課題となっている。

前述の行政刷新会議による事業仕分けの結果に基づき、機構は国と協議の上新たな助成制度を立ち上げると共に、経費削減の観点から各種対応を実施することとしている。

- ④ WAMNET 事業については、福祉保健医療に係る民間団体等が利用できる共通のネットワーク基盤を整備するとともに、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害者福祉サービス事業者情報など福祉保健医療関連の情報をインターネットを通じて、広く一般に提供している。また、機構関連部との連携により、障害者就労支援事業の優良な取組の配信や社会福祉法人会計に関する情報を掲載するなど、提供する情報の充実を図っている。

平成21年度のアクセス件数は、目標を上回る1,412万件（前年度1,354万件）となり、福祉及び保健医療サービス利用者の利便の向上に寄与している。

WAMNET 事業については、今後とも費用を縮減しつつ情報の充実・利便性の向上を図っていくことが求められている。

なお、厚生労働省内事業仕分けの結果、重複する行政情報の掲載を廃止することとしている。

- ⑤ 年金担保貸付事業及び労災年金担保事業については、毎年20万件超の資金需要に対応しており、融資を通じて年金受給者の生活の安定に寄与している。ただし、ごく一部の利用者に、年金担保貸付を受けた後、返済途中で生活が苦しくなり生活保護を受ける者、当制度利用と生活保護受給を繰り返す者など、当制度の本意としない事例がみられた。このため、年金受給者にとって無理のない返済となるよう、平成22年2月、資金の必要性の確認強化、返済方法は定額返済のみとし満額返済を廃止、貸付後生活困窮に陥った場合に返済期間を一律3年に延長する返済条件変更の導入、等の取扱変更を行った。

ただし、厚生労働省及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、年金を担保に貸し付ける仕組みそのものが問題といった意見が出され、結論として、新たなセーフティネットを用意した上で本事業は廃止することとされた。

- ⑥ 退職手当共済事業については、社会福祉施設に働く職員の雇用環境

の整備や雇用の安定に、心身障害者扶養保険事業については保護者死亡後の心身障害者の生活の安定に寄与している。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、適切な債権管理により、回収金の国庫納付が行われている（平成21年度分納付額4,261億円）。

（3）中期計画及び年度計画の実施状況について

機構の中期計画及び平成21年度計画に基づく業務執行については、毎月開催される経営企画会議において執行状況を検証・管理する等適切なマネジメントの下で実施されており、目標はほぼ達成されている。ただし、中期計画目標のうち、リスク管理債権比率については、前述のとおり平成21年度末2.49%と前年度末比0.48%の改善となったが、引続き目標未達の状況にある。

（4）業務の効率性向上に係る取組について

機構は、経営の有効性及び効率性・経済性を高める観点から、様々な経営改善に取組み、効率的な業務運営等の推進に努めている。

①経営のスリム化等の取組

機構は、限られたマンパワーで独自の専門性を発揮していくために、毎年度、本部・支店の人員配置等を見直し、経営資源の有効活用に努めている。

ア 平成21年度においては、監査課を総務部所属から監査室として理事長直属とし組織上の独立性を確保、リスク管理債権の抑制と迅速な対応のため管理部の組織を見直し債権管理体制を強化、等の組織見直しを行い、同時に課長ポストを1ポスト削減した。平成21年度末の常勤職員数は260人（前年度末比+10人）である。

平成21年度末には理事ポストを1ポスト削減した（4→3ポスト）。

イ 国家公務員の給与構造の改革を踏まえた各種の取組（給与水準の見直し（平成16年実施）、査定昇給制度の導入（平成20年4月実施）や管理職層を対象とする本俸の引き下げ（平成22年4月実施）等により、人件費の抑制に取り組んでいる。対国家公務員のラスパイルス指数は、平成21年度119.1%（前年度比▲0.5%）、同地域・学歴勘案103.5%（同▲1.0%）と依然として高いが、こうした取り組みにより年々低下してきている。

今後とも、継続して、人事給与体系の整備、メリハリのある人事

評価制度の運用等に取り組む、人件費の抑制に取り組んでいく必要がある。

ウ 経営理念に、「専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。」と掲げられているとおり、機構の役割を発揮し、顧客満足度を高めていくためには、人材の育成が機構の重要な課題の一つである。機構においては、このような状況を認識し、外部講師等による若手職員勉強会を継続して実施しているほか、研修体系の充実・見直し等に取り組んでいる。

さらに、平成22年度当初の理事長示達の筆頭に「専門性の発揮できる人材の育成」が掲げられ、担当理事を置いて取り組みが行われている。

エ 平成19年度から導入した「改善アイデア提案制度」については、平成21年度においても26件の応募があり制度が定着してきている。また、改善アイデアについては、実現可能なものから順次実施してきている。

②業務の電子化の推進等

機構は、事務の効率性の向上と利用者の利便性の向上を進めるため、申請業務等の電子化に取り組んでいる。平成21年度には、福祉医療貸付事業の貸付先が毎年提出する事業報告書等電子報告システムについて利用者利便向上のための機能改善を図り、退職手当共済電子届出システムについてはこれまでの職員届・退職届に加えて、職員の加入届についても機能追加するなど、電子化の推進に努めている。これらの結果、システム利用率は、事業報告では6%から55%へ、退職手当共済では75%から79%へ向上しており、利用者・機構双方にとって効率化が図られている。

WAMNET事業や退職手当共済電子届出システムでは、利用者アンケートとその結果の公表をweb上で行っており、利用者の利便性向上に努めている。今後ともこうした取り組みを拡げ、顧客サービスの向上、透明性の確保に努めていくことが求められている。

③業務・システム最適化計画の推進

機構は、国の業務・システム最適化方針を踏まえ、情報システムを使用している主要な機構業務について、業務の効率性向上（業務・システムの効率化、運用コストの削減等）の観点から、平成20年2月に「業務・システム最適化計画」を策定し、平成20年度から順次実

施に移しているところである。

ただし、最適化計画のうち WAMNET 次期システムについては、これまで最適化計画に沿ってシステムの設計・開発を進めてきたが、運営費交付金の削減により平成 22 年度における WAMNET 事業での執行可能額が制約要因となり、最適化計画を中断する状況となっている。

④ 予算管理態勢の整備

一般管理費等の経費執行については、経営企画会議に執行状況等を報告するなど、適正な執行管理に努めてきたが、今後とも、更なるコスト意識の徹底、人件費の削減、旅費等経費の節減等に努めていく必要がある。

平成 21 年度においては、「今後の情報システム調達の進め方について」により、情報システム調達の優先順位付けの考え方を整理し、情報システム関連費用の圧縮とともに計画的な執行を図ることとした。また、「新たな予算管理スキーム」によって組織横断的な投資のチェックや年度計画に連動した予算執行管理等に対応することなど、予算管理体制の整備が行われた。

また、経費削減方策についても、既に会議のペーパーレス化等の多岐にわたる事項が実施済みであるが、今後は PDCA サイクルにより効果の測定・評価や新たな具体策の検討などが進められることとされている。

(5) 顧客サービス向上等の取組状況について

機構は、顧客サービスの向上を業務運営の主要な課題の一つと捉え、その推進に取り組んでいる。

例えば、福祉医療貸付においては、融資審査等のより効率的な実施に向け、融資の迅速化（受付から融資決定までの期間の短縮）や必要書類・手続の簡素化等に努めている。また貸付金の償還に当たっては、これまでは振込方式のみであったが、平成 21 年 4 月返済分から口座振替による返済方法も選べることとなり、利用者にとっての利便性が向上した。

平成 21 年 4 月に政府から発表された「経済危機対策」の一環として、融資条件の優遇措置を積極的に実施しているほか、出産育児一時金に係る運転資金で優遇措置を講じていることなど前述のとおりである。また、平成 22 年度からは、一定の要件のもとで、貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより個人保証の免除を選択できる制度を導入している。今後とも、こうしたお客さま目線に立った顧客サービスの向上に努める

必要がある。

また、退職手当共済事業では、退職手当金支給に係る事務処理の見直しを図ってきており、平均処理日数の大幅短縮（平成19年度61.7日→同20年度44.8日→同21年度37.6日）により、退職手当金の早期受給につなげている。

さらに、各貸付事業および承継年金住宅融資等管理回収業務においては、中小企業者等金融円滑化法等の趣旨にかんがみ、返済条件の変更等に迅速かつ適切に対応している。

なお、顧客サービスの強化、機構の主体性の発揮、機構の総合力の強化を目的に、機構横断的組織として平成21年4月に発足した民間活動応援本部の活動は、上期中、各種プロジェクトに精力的に取り組んできたが、事業仕分けへの対応等もあり、下期には実質的に中断を余儀なくされている。こうした活動は機構が更なる役割発揮をしていくために有効な活動と考えられ、今後の展開に期待したい。

(6) 契約業務の見直しと契約監視委員会の開催

各独立行政法人共通の課題である「随意契約見直し計画」の推進のために、これまで、契約審査会の見直し・強化や調達マニュアルの作成、また、機構ホームページの入札・公告等の調達情報へのアクセスが容易になるようトップページを見直すなどの改善を行ってきた。こうした結果、平成21年度には随意契約比率は、件数ベースで前年度の28.2%（22件）から6.4%（4件）にまで低下し、見直し計画の目標を達成している。

一方、競争性のある契約に移行したものの一者応札・一者応募となる事例が散見される状況となっていることを受け、平成21年7月、公告・資格要件・仕様等、参加者への配慮に関し「『1者応札・1者応募』に係る改善方策について」を策定して公表し、競争性の一層の確保に取り組んできた。また、予定価格の算定事務において、統一かつ適正になれるよう「予定価格算定事務について」を定めて取組んでいる。

こうした中、平成21年11月17日の閣議決定に基づき、機構は契約監視委員会を設置し、平成22年1月26日同委員会を開催し、契約の検証を行った。委員会では以下のような意見があった。

（業務システムの保守、改修に係る契約について）

- ・一般競争参加資格以外の参加要件については、競争の制限につながる恐れが高く、極力付すべきでない。
- ・他のシステムに係る業務とのパッケージを組むなど、価格を下げ

るための工夫の余地がある。

(会場借り上げに係る契約について)

- ・会場の立地やホールの形状など参加要件が厳しすぎる。競争を制限している。
- ・応札条件として「他団体の催し物が並行して開催されないこと」など、条件が厳しく、競争を制限していると考える。
- ・予定価格の算定にあたっては、会場の「単価表」を基に算定していると記載しているが、単価表はあくまで定価であることから、見積書を入手して予定価格を算定すべきである。

機構は、意見等のあった内容については、参加要件の大幅な緩和を行うなどの対応を図ることとしている。

さらに、平成22年4月6日付厚生労働大臣からの「調達の適正化について(依頼)」に基づき、機構では、契約審査会において、一般競争入札によらない場合にその理由を審査し、また、一般競争入札による場合であっても特定の者に有利とならないよう仕様書等の内容を審査するなど、調達の適正化の徹底を図っている。

機構は、契約監視委員会など外部の意見も積極的に取り入れつつ、引き続き一層の公正性・透明性の確保やコスト削減に努める必要がある。

(7) 広報・情報発信の取組状況について

機構の広報活動については、各事業の広報を基本とする多様な取組が行われている。

広報の重要性に鑑み、平成20年度に機構の「広報活動方針」を定め、その方針の下、毎年度、広報計画を策定し、ホームページや広報誌、各種パンフレットなどあらゆる広報分野で「お客さま目線に立った、わかりやすい広報」を実施することとして、各分野毎のアクションプランを立てている。今後もこうしたアクションプランを着実に実施して広報効果を上げていくことが求められる。

情報公開については、ホームページを活用して、法律等で開示が義務付けられているものについては漏れなく開示されている。機構の財務状況や事業報告をはじめ機構の活動状況につき幅広く開示してきている。

情報提供活動については、ホームページの掲載内容の充実に努めているほか、月刊誌「WAM」の刊行、機構の保有する「経営分析参考指標」等各種統計・調査等の情報提供サービスを行っている。

情報提供活動については、機構の重要な役割の一つであり、機構の専門性・独自性を活かし、一層、福祉医療施設等の経営に役立つ情報の発

信に努める必要がある。

(8) 資金運用・調達等の状況について

① 資金運用については、基金原資及び扶養保険資金の運用と一般勘定等の余裕金（日々の収入と支出の差額から発生する資金）の運用が行われている。

ア 基金原資は、ラダー型運用で行っているが、再運用額276億円に対し、平均運用利回り1.69%を確保し、国債の利回りを0.23%上回る実績を上げた。

イ 扶養保険資金の平成21年の運用実績は、国内外の株価の回復を主因に、5.70%の運用利回りとなった（前年度▲5.89%）。

ウ 一般勘定等の余裕金の運用は、安全かつ効率的に実施されている。一般勘定については年間96回の運用が行われ、平均残高109億円、平均運用日数7.6日で、平均運用利回り0.12%を確保した。なお、承継債権管理回収勘定における余裕金の運用について、回収から運用スタートまでの日数を短縮することにより、更なる運用の効率化を図っている。

② 福祉医療貸付事業等の貸付原資調達のため、平成21年度には440億円の財投機関債（福祉医療機構債券）を発行している（10年債100億円、3年債340億円）。ALM分析の活用等により金利リスクの低減を図るべく発行計画が策定されている。また、市場実勢に沿った発行条件の設定や積極的なIR活動の成果もあり、債券は円滑に販売された。

③ 経営指導事業及びWAMNET事業については、自己収入の確保に努めており、経営指導事業は45百万円（予算比約3割増）、WAMNET事業は20百万円（予算並み）の収入を上げている。

(9) 事業仕分けを踏まえた機構改革案

機構は、前述のように、これまでも業務の効率性向上や顧客サービス向上に取り組んできているが、平成22年4月の厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、機構としての改革案を提示し、これらの事業仕分け結果を踏まえ、以下のような改革案を取りまとめている。機構は、改革案を着実に実施していくことが求められている。

(機構改革案の骨子)

①組織のスリム化

管理部門の再編等により 2 部 2 課を削減し、職員を 5 名削減。国家公務員 OB は段階的に削減。

②余剰資産などの売却

職員宿舎、公庫総合運動場の入札手続きを実施（簿価額 8. 9 8 億円）。

③国からの財政支出の削減

WAMNET 事業で行政情報の掲載を廃止、大阪支店の管理部門の廃止・事務所スペースの削減、人件費の削減、等により、平成 2 3 年度運営費交付金を 3 9. 4 7 億円とする（前年度比▲ 1. 7 3 億円）。

④事務・事業の改革

ア 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

国・機構において、制度を廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を 5 月下旬～ 6 月にかけて実施し、その調査結果を踏まえ、事業の廃止及び代替措置の検討を平成 2 3 年度予算の概算要求に向けて進める。

イ 福祉貸付事業、医療貸付事業

- ・利用者サービスの更なる向上に向けた取組みの徹底
- ・融資相談の強化
- ・有事対応・機動性の強化
- ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する支援の強化
- ・融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

以 上